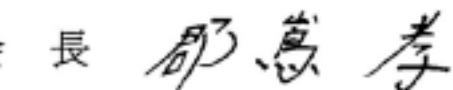


平成20年3月21日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市廃棄物減量等推進審議会
会長 

「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方」
について（答申）

平成18年9月22日付け大環事第985号で諮問のありました件について、別添のとおり答申します。

「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について」

答申

平成 20 年 3 月 21 日

大阪市廃棄物減量等推進審議会

「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について」

答 申

— 目 次 —

1	はじめに	P 1
2	審議の経過	P 2
3	事業系ごみの現状と課題	P 2
(1)	事業系ごみの現状	P 2
①	事業系ごみにかかる大阪市の地域的特徴	P 2
②	ごみ処理量の推移	P 2
③	家庭系ごみ・事業系ごみの収集状況	P 3
④	事業系ごみの排出実態	P 4
⑤	許可業者が収集するアパート・マンションの実態	P 5
(2)	事業系ごみの課題	P 5
①	排出事業者にかかる課題	P 5
②	許可業者が収集するアパート・マンションの課題	P 6
4	他都市における事業系ごみ減量施策	P 6
(1)	指定袋制度	P 6
(2)	資源物等の搬入禁止	P 6
5	事業系ごみ減量施策の今後の方向性	P 7
(1)	排出事業者に対する減量施策	P 7
①	基本的な方向性	P 7
②	大規模建築物における減量施策	P 7
③	中小規模事業者（10kg 未満事業所含む）における減量施策	P 8
④	他都市事例を踏まえた減量施策	P 9
(2)	許可業者が収集するアパート・マンションに対する減量施策	P 9
6	さいごに	P10
(1)	ごみ減量施策による効果目標の設定	P10
(2)	基本計画との関り	P10
(3)	実効性のある減量施策に向けて	P10
◇	資料編	P11

大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について

1はじめに

「地球温暖化」や「天然資源の枯渇への懸念」といった地球規模での環境問題に対する取組みが社会全体に求められている中で、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という資源の浪費を抑制し、環境の負荷ができるだけ小さくする「循環型社会」を構築することが、国際的にも重要な課題となっている。

我が国における循環型社会形成に向けた取組みとしては、平成12年の「循環型社会形成推進基本法」の制定や、数次にわたる「廃棄物処理法」の改正、さらには各種「リサイクル法」の制定・改正を行うなど、法的基盤の整備・充実を図りつつある。

こうした法的整備の主な内容としては、製造事業者等が製品の使用後の段階等で一定の責任を果たすという「拡大生産者責任」の考え方等が取り入れられているほか、「循環型社会形成推進基本法」では、「廃棄物等」のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進するため、「循環資源」の循環的な利用及び処分の基本原則として、「①発生抑制」、「②再使用」、「③再生利用」、「④熱回収」、「⑤適正処分」という優先順位を定めており、廃棄物処理に伴う環境への負荷の低減に向けた動きが着実に拡大しつつある。

こうした状況の中、大阪市では、平成18年2月に「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という）を策定し、「持続可能な循環型都市」を構築するため、いわゆる3Rを推進し、なかでも2R（発生抑制・再使用）を重視した上流（上方）対策を積極的に推進するほか、排出主体である市民・事業者との連携・協働によるごみ減量施策を推進することとしている。

「基本計画」では、平成22年度のごみ処理量を147万トンまで減量することを目標に定めており、家庭系ごみについては、分別収集の促進や資源集団回収支援制度の拡充、粗大ごみ収集の有料化等、各種減量施策の実施により順調に減量されている状況にある。

一方、事業系ごみについては、許可業者扱入手数料の改定や、特定建築物の対象拡大を行っているものの、前「基本計画」の基準年度である平成10年度以降の推移を家庭系ごみと比較すると、ごみ減量が進んでいない状況にある。

大阪市は、事業所数や昼間流入人口が他都市と比較して突出しており、こうした地域的特徴により、事業系ごみがごみ処理量の約6割を占める実情にあり、「基本計画」の目標達成（事業系ごみは平成22年度の処理量を平成16年度から10%削減する）に向けて、2Rを中心とした事業系ごみの減量が大きな課題である。

こうした課題解消に向け、大阪市長から大阪市廃棄物減量等推進審議会（以下、「審議会」という）に対して「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について」の諮問があり、本審議会において、大阪市が行う排出事業者を中心とした事業系ごみ減量施策の今後の方向性について審議を行ってきたところである。

本答申は、こうした審議経過を踏まえ、「事業系ごみ減量施策の今後の方向性」としてとりまとめたものである。特にごみ減量施策の推進にあたっては、市民・事業者の理解と協力が必要であるとともに、各種法令の遵守も求められるものである。したがって、本答申により、大阪市が事業系ごみの減量施策について早急に検討され、「持続可能な循環型都市の構築」に向けた実践的課題として、これまで以上に効果的な事業系ごみの減量施策を進められたい。

2 審議の経過

本審議会は、平成18年9月22日、大阪市長から「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について」の諮問を受け、同日以降、「基本計画」の進捗状況や大阪市における事業系ごみの現状と課題等の概要説明を受けるとともに、他都市等における先進事例の紹介を受けた後、経済的手法の導入など多様なごみ減量施策のあり方について、平成20年2月までの間に9回の審議を行ってきた。

3 事業系ごみの現状と課題

大阪市では、「基本計画」に基づきこれまで順調にごみ処理量が減量している（資料1参照）が、ごみ処理量の約6割を占める事業系ごみについては、家庭系ごみと比較するとごみ減量が進んでいない。こうした状況について、その現状と課題に区分して審議内容の整理を行った。

（1）事業系ごみの現状

① 事業系ごみにかかる大阪市の地域的特徴（資料2、3参照）

大阪市の事業所数及び人口1万人あたりの事業所数（人口に対する事業所の割合）は政令指定都市で最も多く、また昼間流入人口（昼間人口増加率）も、政令指定都市で最も多い。

こうした地域的特徴を反映して、ごみ処理量に占める事業系ごみの割合が約6割に達しており、全国平均の約4割を大きく上回っている。

なお、大阪市では事業系ごみの大半を、「廃棄物処理法」に基づいて大阪市が一般廃棄物の収集運搬を許可した業者（以下「許可業者」という）が収集している。

・平成19年4月現在の許可業者数：370業者

② ごみ処理量の推移

事業系ごみについては、特定建築物（大規模建築物）に対する減量指導や搬入不適物等の排除、さらには経済の低迷等から、ごみ処理量のピーク時である平成3年度以降の推移を見ると、約40万トンの減量効果が表れている。（資料4参照）

しかしながら、前「基本計画」の基準年度である平成10年度からの推移を家庭系

ごみと比較すると、家庭系ごみが資源ごみや容器包装プラスチックの分別収集、資源集団回収支援制度の充実等の減量施策により約20%減量されているのに対して、事業系ごみについては次の減量施策を実施しているものの約10%の減量に留まっている。（資料5参照）

【事業系ごみの主な減量施策】

- ・ 特定建築物（大規模建築物）における減量指導

平成5年度から実施した施策であり、一定規模以上の建物を対象に、その所有者・管理者が「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書（以下、減量計画書という）」を大阪市に毎年提出することや、「廃棄物管理責任者の選任」を義務付けているほか、対象物件に対して、大阪市職員が立入検査を行っている。

《特定建築物（大規模建築物）について》

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称「ビル管法」）」第2条において、特定建築物を「興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で、（中略）その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう」と規定し、同法施行令第1条に次のとおり定めている。

◇ 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場、店舗又は事務所、各種専門学校、研修所、旅館で、延床面積3,000m²以上

◇ 学校教育基本法で規定する学校で、延床面積8,000m²以上

《指導対象となる特定建築物（大規模建築物）：平成19年度時点》

◇ 「ビル管法」第2条に規定する特定建築物： 延床面積 3,000m²以上

◇ 事務所ビル： 延床面積 1,000m²以上

◇ 大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法）： 延床面積 1,000m²以上

◇ 製造工場・倉庫建物： 延床面積 3,000m²以上

- ・ 適正搬入対策（焼却工場・破碎施設）

焼却工場・破碎施設において、市域外からの搬入や搬入不適物等の排除を目的として、許可業者や直接持込を行う排出事業者が搬入する廃棄物のダンピングチェックを実施している。

③ 家庭系ごみ・事業系ごみの収集状況

大阪市では、市が収集するごみを「家庭系ごみ」、許可業者が収集するごみ及び排出事業者が焼却工場・破碎施設に直接持込を行うごみを「事業系ごみ」としてごみ収集量を集計している。

ただし、収集実態として、大阪市が、一部の学校や公共施設等の事業系ごみを収集（有料）している場合や、事業所又は住居併設事業所に関らず、「排出日量が10kg未満の排出事業所（以下、「10kg未満事業所」という）」の事業系ごみを無料で収集（※

参照)している場合があり、その収集量は、学校・公共施設等が約3万トン、「10kg未満事業所」が約8.7万トン、合計約11.7万トンとなっている。

一方、許可業者が収集するアパート・マンションもあり、その収集量は約8万トンと推計された。(資料6参照)

※ 大阪市では「排出日量10kg以上」を有料とする受託制度(昭和11年制定)があり、制度的には「排出日量10kg未満」のごみは無料収集の対象としている。
(受託制度制定当時と現在では“ごみ質”に違いがある)

④ 事業系ごみの排出実態

事業系ごみの排出実態については、特定建築物(大規模建築物)では、大阪市の立入検査や減量計画書の提出により当該建築物におけるごみ減量の取組みについて概ね把握できているが、それ以外の建築物からの排出実態については、十分に把握できていない。

なお、大阪市では、中心部に事業所が多いなど地域により事業所の立地状況が異なっているほか、産業分類でも地域毎に特徴が見られるとともに、特定建築物(大規模建築物)について建物用途別で比較するとごみ発生量や資源化率が異なっている。(資料7参照)このことからも、地域毎に事業系ごみの排出実態が異なっていることが推測される。

【特定建築物(大規模建築物)の排出実態】(資料8参照)

指導対象件数及び資源化量が年々増加し、資源化率も微増傾向で安定しているが、それでもなお、建物用途別及び品目別では、資源化率に差異が生じている。

- 建物用途別

《資源化率 : 製造工場・倉庫(50%) ⇄ ホテル・旅館(20%)》

- 品目別

《資源化率 : その他紙を除く紙類(86%)、缶(87%)、びん(84%)
⇨ その他紙(12%)、厨芥類(9%)》

【地域毎の特徴】(資料9参照)

- 各区の事業所数を比較すると、市内中心部(北区、中央区、西区、淀川区)は大規模、中小規模とともに事業所が多く、周辺区、特に西部臨海地区(此花区、大正区)は事業所が少ない。
- 各区における総事業所数に対する規模別事業所の占める割合では、東部地区(生野区、東成区)は小規模事業所の占める割合が高く、その産業分類別では製造業が多い。
- 大阪市全体では「卸売業・小売業」「その他サービス業」などの第3次産業の事業所が多く、地域別では、製造業を除くあらゆる産業の事業所が市内中心部に

多く、製造業は東部地区（生野区、東成区、平野区）に多くなっている。

⑤ 許可業者が収集するアパート・マンションの実態

許可業者が収集するアパート・マンションについては、その収集量は「事業系ごみ」として集計されているが、大阪市が収集している家庭系ごみと比較すると、大阪市の処理施設に搬入された資源ごみ（空き缶・空きびん・PETボトルなど）や容器包装プラスチックの量が極めて少なくなってしまっており、分別排出が進んでいないことが想定される。

【平成17年度の資源化率の比較】

- ・業者収集：0.6% (505t [資源化物搬入量] ÷ $80,000\text{t}$ [想定排出量])
- ・市 収集：8.5% ($49,000\text{t}$ [資源化物収集量] ÷ $578,000\text{t}$ [普通・資源・プラ収集量])

（2）事業系ごみの課題

前項の現状を踏まえ、事業系ごみの課題整理にあたっては、「排出事業者にかかる課題」として、ごみの排出実態が概ね把握されている「大規模建築物」と、排出実態が十分に把握できていないそれ以外の建築物（以下、「中小規模事業者（10kg未満事業所を含む）」という）に区分した。

また、分別排出が進んでいないという観点から、「許可業者が収集するアパート・マンション」についても課題として整理した。

① 排出事業者にかかる課題

ア 大規模建築物

大規模建築物については、減量指導によりその建築物から排出されるごみの排出実態が概ね把握されており、一定の減量効果が得られているが、建物用途別で資源化率に差異が生じていることや、「その他紙類」など一部の品目で資源化率が低くなっていることから、引き続き資源化率の向上に向けて、より一層分別排出の徹底を行う等の取組みを行う必要がある。

また、大規模建築物に対する減量指導は平成5年度から実施し、平成11年度、平成15年度にそれぞれ指導対象の建築物を拡大したほか、平成19年度には事務所ビルの指導対象規模を延床面積 $2,000\text{m}^2$ 以上から $1,000\text{m}^2$ 以上に拡大された。

新たに拡大された事務所ビルにおいて、「管理体制が確立されていないビルが多い」ことや「ごみの保管場所が確保されていない」など「ビル内の管理面の課題」や「少量点在によるリサイクルルートの未整備」といった課題が既に生じており、こうした課題解消に向けた施策の検討が必要である。

イ 中小規模事業者（10kg未満事業所含む）

中小規模事業者（10kg未満事業所含む）については、ごみの排出実態が十分に把握できていないため、更なる実態把握に努めるとともに、ごみ減量を推進する際

に想定される課題を踏まえながら、減量施策の検討が必要である。

【ごみ減量を推進する際に想定される課題】

- ・排出事業所 ⇒ 「ごみ減量に対する意識の高揚」と、「分別」「保管」にかかる「人手」「スペース」「経費負担」
- ・収集運搬 ⇒ 収集効率が悪い（資源物の少量化）

さらに、大阪市が無料で収集している「10kg 未満事業所」について、廃棄物処理法に基づく「排出者責任の徹底」、さらには「ごみ減量の促進」の観点から、その取り扱いについて検討を行う必要がある。

② 許可業者が収集するアパート・マンションの課題

許可業者が収集するアパート・マンションの資源化率が低くなってしまっており、その想定される要因としては、「ワンルームタイプが多く、入退居が頻繁に行われるため、居住者への分別排出指導が十分に行えていない」ことや、「毎日収集が多く當時排出できるため、分別排出に関する意識が居住者に浸透していない」こと等が考えられる。

従って、許可業者が収集するアパート・マンションの居住者・所有者・管理者に対して、分別排出に関する意識の高揚など、資源化率の向上に向けた取組みの検討が課題となっている。

4 他都市における事業系ごみ減量施策

事業系ごみの減量施策の検討にあたっては、他都市で行われている施策も参考にする必要があり、これまでの審議において、他都市（横浜市、名古屋市、神戸市、広島市）でそれぞれ行っている事業系ごみの減量施策の報告を受け、その内容・効果について審議を行ってきた。

その中で、ごみ減量により効果的な施策として、「指定袋制度」、「資源物等の搬入禁止」が挙げられる。

(1) 指定袋制度 (資料10参照)

ごみ排出者のマナーの向上や、ごみの分別排出の促進を目的に導入しており、各都市ともごみの減量効果が得られている。

指定袋に処理処分手数料が含まれている都市もあり、実施される都市によりその導入手法は異なるが、事業者にとっては排出量が明確になるほか、それに見合う手数料も明確となる制度である。

(2) 資源物等の搬入禁止 (資料11参照)

資源物、特に紙ごみを、焼却工場への搬入禁止物として指定し、民間のリサイクルルートへの誘導を図っており、焼却工場においてダンピング調査を行うなど、紙ごみをはじめとした資源物の搬入防止を徹底することにより、ごみ処理量の減量を図る施策であ

る。

ただし、こうした施策を行う場合には、不法投棄防止の観点からも、民間の処理（リサイクル）ルートの整備状況を事前に把握する必要がある。

5 事業系ごみ減量施策の今後の方向性

本審議会では、「大阪市のごみ減量施策のあり方」（平成9年6月6日答申）において全般的なごみ減量施策について提言を行い、また、「ごみ減量推進のための具体的取組みについて」（平成14年8月2日答申）、「基本計画の策定にあたっての基本的な考え方について」（平成17年8月4日答申）により、循環型社会の形成推進に向けて、市民・事業者・行政（大阪市）がそれぞれの責任と役割を果たしつつ、実効あるごみ減量を推進することを提言している。

今回、「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について」の諮問を受け、審議を重ねてきた結果、大阪市における事業系ごみの現状と課題が明らかになった。

こうした現状や課題、さらには他都市におけるごみ減量施策を踏まえ、大阪市の事業系ごみの減量をより推進するため、今後の方向性として次により提言する。

（1）排出事業者に対する減量施策

① 基本的な方向性

事業系ごみの減量施策の検討にあたっては、「廃棄物処理法」や大阪市条例に定める「排出事業者自らの処理責任」に基づき、「排出事業者責任の徹底」及び「排出事業者自らのごみ減量・リサイクルの取組み」を前提に進めるべきである。

また、大阪市の「基本計画」では「持続可能な循環型都市の構築」に向けて、特に2R（発生抑制・再使用）を積極的に取組むことや、事業者との連携・協働を基本方針としているため、大阪市は、排出事業者に対して2Rの促進に向けた積極的な働きかけや減量指導を行い、その中で、排出事業者との連携・協働を基にしたシステムづくりに対してのコーディネーター役を積極的に果たすべきである。

② 大規模建築物における減量施策

大規模建築物については、大阪市の減量指導によりごみ減量の取組みが進んでおり、一部では独自のシステムを導入しながら、より先進的にごみ減量に取組んでいる建築物もあり、本審議会でもその先進的なごみ減量の取組み事例について報告を受けた。

大阪市は、こうしたより先進的なごみ減量の取組み事例について、積極的な把握に努め、より多くの建築物にも反映されるよう普及啓発を行うべきである。

また、建物用途別や品目別に見るとごみ発生量の相違や資源化率が低くなっている部分について、引き続き、リサイクルルートの調査・研究・情報発信に努めるなど、きめ細かな取組みが必要である。

さらに、大阪市では、大規模建築物に対する減量指導の対象建築物を順次拡大して

いるが、先の「事業系ごみの課題（P 5）」で述べたとおり、平成19年度から新たに対象となった事務所ビルにおいて既に課題が生じている。こうした課題解消に向けては、対象拡大した建築物においても先進的に取組んでいる建築物もあると考えられ、こうした先進事例の調査・情報発信に努める必要がある。

なお、ごみ減量に向けては中長期的な観点から、現在1年毎に提出を求めている「減量計画書」について「中長期的な減量計画書」へ見直しを検討すべきと考える。

さらに、大阪市は、「中長期的な減量計画書」に従って、当該建築物から発生するごみの減量について進捗状況の報告を求め、減量指導を行うことにより減量効果が期待できる。

③ 中小規模事業者（10kg 未満事業所含む）における減量施策

ア 減量施策の進め方

事業系ごみは、その業種によってごみ発生量や資源化率が異なることや、地域毎に事業所の立地状況が異なること等から、地域の実情に応じた多角的な減量施策の検討を行うべきである。

減量施策の検討にあたっては、地域的特徴を踏まえてモデル的な地域（エリア）を定め、大阪市と協働した減量施策について取組みを行いながら、その効果・課題を検証しつつ進めることがごみ減量の方策のひとつである。

なお、モデル的事業については、例えば、事業所が多く立地している地域は、「オフィス町内会」の検討、事業所が点在している地域では、「資源集団回収制度」の活用（地域の資源集団回収実施団体との協働）等の検討が考えられ、あわせて、他都市等で先行的に実施しているごみ減量施策の調査・研究も踏まえて、検討を行うべきと考える。

また、例として挙げた「オフィス町内会」は排出事業者が主体となって行うごみ減量施策であるが、こうした取組みを進めるにあたっては、中心的な役割を果たす推進役が必要であり、大阪市は、こうした中心的役割を果たせる推進役の育成について、市民・事業者・NPOとの連携・協働を視野に入れながら検討を行うべきである。

【モデル的事業の対象】

- ・ 商店街単位
 - ・ 地域組織（町会等）単位
 - ・ グループ企業（フランチャイズチェーン）単位
- など

イ 減量（リサイクル）の対象品目

減量（リサイクル）の対象品目（ターゲット）については、当面、他都市調査結果からごみ組成で高い割合を占める「再生利用可能な紙類（紙ごみ）」とするが、大阪市が実施している事業系ごみ排出実態調査の結果を参考に、リサイクルルート

の整備状況を把握した上で、ごみ減量（リサイクル）を図るための対象品目を設定すべきである。

ウ 「10kg 未満事業所」の取扱

大阪市が無料で収集している「10kg 未満事業所」の取り扱いについては、「排出者責任の徹底」や「ごみ減量の促進」の観点から、大阪市は、経済的インセンティブの導入について検討を行うべきである。

しかしながら、経済的インセンティブの導入には、「10kg 未満事業所」の理解と協力が必要であり、具体的な導入手法については、今後も引き続き慎重に検討されるべきである。

【経済的インセンティブを導入する場合の課題】

- ・ 「10kg 未満事業所」への啓発、指導体制の整備
- ・ 住居併設事業所における「家庭系ごみ」「事業系ごみ」の明確な区分
- ・ 家庭系への混入などの不適正排出対策

④ 他都市事例を踏まえた減量施策

ア 指定袋制度の導入の検討

大規模建築物では、大阪市の減量指導や排出事業者の取組みもあり計画的にごみ減量が進んでいるが、中小規模事業者に対して同様の施策を求めるには、経費負担などの課題が多く、全ての事業者に対する共通の効果的・現実的なごみ減量施策の検討が必要である。

こうしたことから、大阪市は、他都市において、排出事業者にインセンティブを与えることにより減量効果が報告されている「事業系ごみの指定袋制度」を視野に入れながらごみ減量施策の検討を進めるべきである。

イ 資源物等の搬入禁止の検討

ごみ減量施策の推進にあたっては、規制的手法、例えば他都市で行っている「焼却工場への資源物の搬入禁止」という施策もあるが、不法投棄防止の観点からも、民間におけるリサイクルルートの整備状況や受入容量等を把握した上で、その検討を行うべきである。

(2) 許可業者が収集するアパート・マンションに対する減量施策

大阪市で、許可業者が収集するアパート・マンションの分別排出が進んでいないという課題については、「廃棄物処理法」をはじめとした各種法律、及び大阪市条例に基づき、全ての「市民」に等しく「ごみ減量」、「分別排出の徹底」を求めるべきであり、市や許可業者による収集という形態に関らず、分別排出の促進に向けた取組みを行うことが基本である。

許可業者が収集するアパート・マンションにおける分別排出の推進に向けて、大阪市は、具体的な数値目標（例えば、大阪市直営並みの資源化率まで向上）を定めつつ、当該建築物の入居者や所有者・管理者に対する分別排出指導を徹底させる手法について検討されたい。

6 さいごに

以上、「事業系ごみ減量施策のあり方」について、大阪市における今後の方向性について取りまとめた。

なお、大阪市は、本答申を踏まえた具体的なごみ減量施策の検討にあたって、次の項目についても留意されたい。

(1) ごみ減量施策による効果目標の設定

事業系ごみの減量施策の実施にあたっては、排出事業者の自主的な取組みの推進や、その理解と協力が不可欠である。従って、排出事業者が理解し易いよう、具体的な減量数値目標を定めつつ、その進捗状況について公表することも考慮されるべきである。

(2) 基本計画との関り

本答申は、現行「基本計画」の目標達成に向けて、その課題となっている事業系ごみの減量施策について、大阪市が検討すべき方向性を提言したものである。

このため、今後「基本計画」を改定する際には、本答申を受けて検討される新たなごみ減量施策及びその減量効果の数値目標を明確にするとともに、情報公開を行いながら、市民・事業者・行政の連携・協働の視点からその成果を評価できるようにすることなど、より実効性のある「基本計画」として策定されるよう要望する。

(3) 実効性のある減量施策に向けて

大阪市はごみの減量を積極的に推進する立場にあり、市民・排出事業者と連携・協働したごみ減量施策の実効性を担保する意味でも、排出・減量指導や普及啓発活動、さらに各種法令の目的を達成することの重要性を再認識し、今後、大阪市においても、本答申を踏まえ、ごみ減量・リサイクルがより進展するような施策等を早急に検討され、速やかに実施されることを期待する。